

# 第7期矢板市障がい福祉 サービスプラン

(第7期矢板市障がい福祉計画・第3期矢板市障がい児福祉計画)

## はじめに

矢板市では、障がいのある人もない人も、すべての人が安心して元気に暮らせるように、「ともにつくる、すべての人がいきいきと生活できるまち・矢板」を基本理念として、障がいのある人のための多様な施策の展開を図っております。

このような中、令和3年に「第5次矢板市障がい者福祉計画・第6期矢板市障がい福祉サービスプラン（第6期矢板市障がい福祉計画・第2期矢板市障がい児福祉計画）」を策定し、地域で暮らす誰もが、いきいきと暮らすことのできるまちづくりを行うとともに、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の具体的な実施について、障がいのある皆さまのご意向に沿いながら、進めてまいりました。



この度、前期計画期間中における取組状況や、障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、地域における協力や支援を促進するとともに、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった障がい福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図るため、「第7期矢板市障がい福祉サービスプラン（第7期矢板市障がい福祉計画・第3期矢板市障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

今回の計画策定は、第5次矢板市障がい者福祉計画の後期期間中であり、矢板市障がい福祉サービスプランの計画期間を3年とし、計画の指針や目標の整合性を図りました。

計画の推進に当たっては、関係者の皆様と連携しながら推進してまいりますので、今後とも皆さまの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、「矢板市地域自立支援協議会」及び「矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会」に参画いただき、貴重な御意見、御提言を賜りました委員の皆様を始め、御協力いただきました多くの市民や関係団体の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和6年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎

第1章	計画の概要.....	3
1	計画策定の趣旨.....	3
2	計画の位置付け.....	3
第2章	障がい福祉の現状.....	4
1	障がい者の現状.....	4
第3章	計画の具体的な目標.....	10
第4章	障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保.....	15
1	訪問系サービス.....	15
2	日中活動系サービス.....	17
3	居住支援・施設系サービス.....	20
4	相談支援.....	21
第5章	地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保.....	22
1	地域支援事業（必須事業）.....	22
2	地域支援事業（任意事業）.....	26
3	地域生活支援促進事業等.....	27
第6章	障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保.....	28
1	児童発達支援.....	28
2	障がい児相談支援.....	30
3	医療的ケア児等コーディネーター.....	30
第7章	計画の推進体制.....	31
1	関係機関、地域との連携.....	31
2	矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営.....	31
3	サービスの質の向上と供給体制の確保.....	31
第8章	計画の進捗・管理.....	33
1	施策・事業の点検と改善.....	33
2	計画の評価と見直し.....	33
資料編	.....	34
1	矢板市地域自立支援協議会設置要綱.....	34
2	矢板市地域自立支援協議会委員名簿.....	36
3	矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿.....	36
4	計画策定経過.....	37

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

令和3年3月に「第5次矢板市障がい者福祉計画」及び「第6期矢板市障がい福祉サービスプラン」を策定し、この計画に掲げた目標等を達成するため、各種施策・事業の計画的な推進に取り組んでまいりました。

その中で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）においては、障がい者の身近な地域での暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を図るため、市町村に障がい福祉計画の策定が義務付けられていることから、新たに令和6年度から令和8年度までの「第7期矢板市障がい福祉計画」を策定するものです。

また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の、令和8年度末における障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけます。

## 2 計画の位置付け

### （1）第7期矢板市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、また、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定している「矢板市障がい者福祉計画」の障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画として位置付けるものです。

### （2）第3期矢板市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画です。

### （3）他の計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「とちぎ障害者プラン21（2021～2023）」に基づくとともに、「やいた創生未来プラン（2021～2025）」、「矢板市障がい者福祉計画（2021～2026）」、その他の本市の関連計画との整合性を図ります。

### （4）計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として策定することが基本とされていることから、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### （5）計画の対象者

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、計画の対象は全市民とします。

## 第2章 障がい福祉の現状

### 1 障がい者の現状

#### (1) 障がい児・者数の推移

矢板市における障がい者手帳所持者を基準として人数の推移をみると、近年は増加傾向で推移しており、令和5年3月31日現在の障がい者数は1,962人、対人口比は6.3%となっています。

障がい別にみると、知的障がい者、精神障がい者ともに増加傾向で推移しています。

#### ○身体障害者手帳所持者数

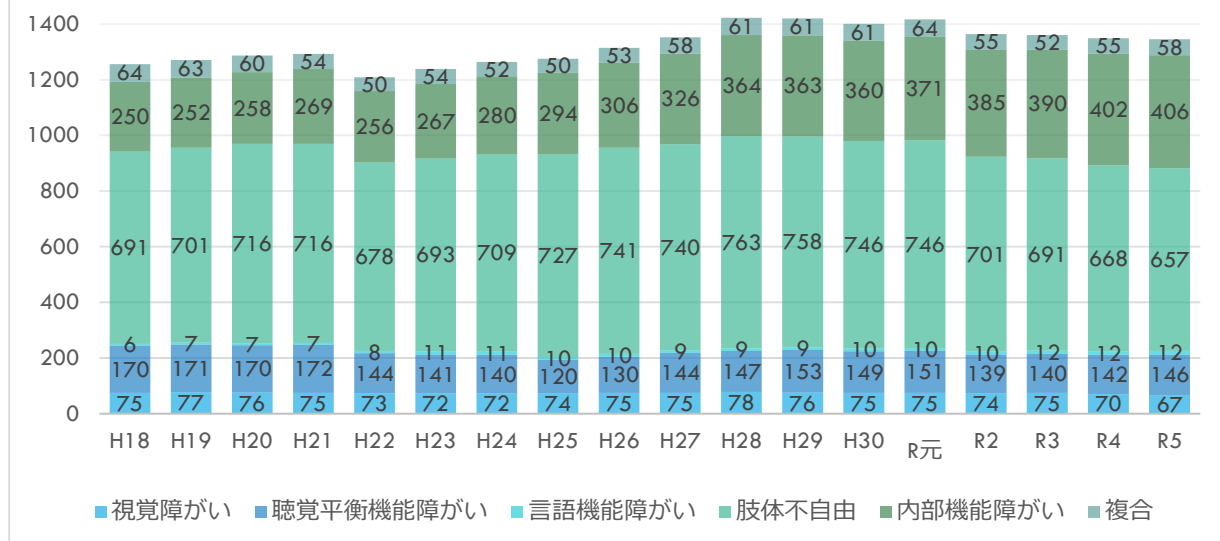
単位：人

身体障がい者	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
視覚障がい	75	77	76	75	73	72	72	74	75
聴覚平衡機能障がい	170	171	170	172	144	141	140	120	130
言語機能障がい	6	7	7	7	8	11	11	10	10
肢体不自由	691	701	716	716	678	693	709	727	741
内部機能障がい	250	252	258	269	256	267	280	294	306
複合	64	63	60	54	50	54	52	50	53
計	1,256	1,271	1,287	1,293	1,209	1,238	1,264	1,275	1,315

身体障がい者	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
視覚障がい	75	78	76	75	75	74	75	70	67
聴覚平衡機能障がい	144	147	153	149	151	139	140	142	146
言語機能障がい	9	9	9	10	10	10	12	12	12
肢体不自由	740	763	758	746	746	701	691	668	657
内部機能障がい	326	364	363	360	371	385	390	402	406
複合	58	61	61	61	64	55	52	55	58
計	1,352	1,422	1,420	1,401	1,417	1,364	1,360	1,349	1,346

各年4月1日現在

## 身体障害者手帳所持者の推移



• 身体障害者手帳所持者は、1,200人から1,450人の間で推移していましたが、平成28年度をピークに減少傾向が見られます。これは、人口減少に伴うものと考えられます。

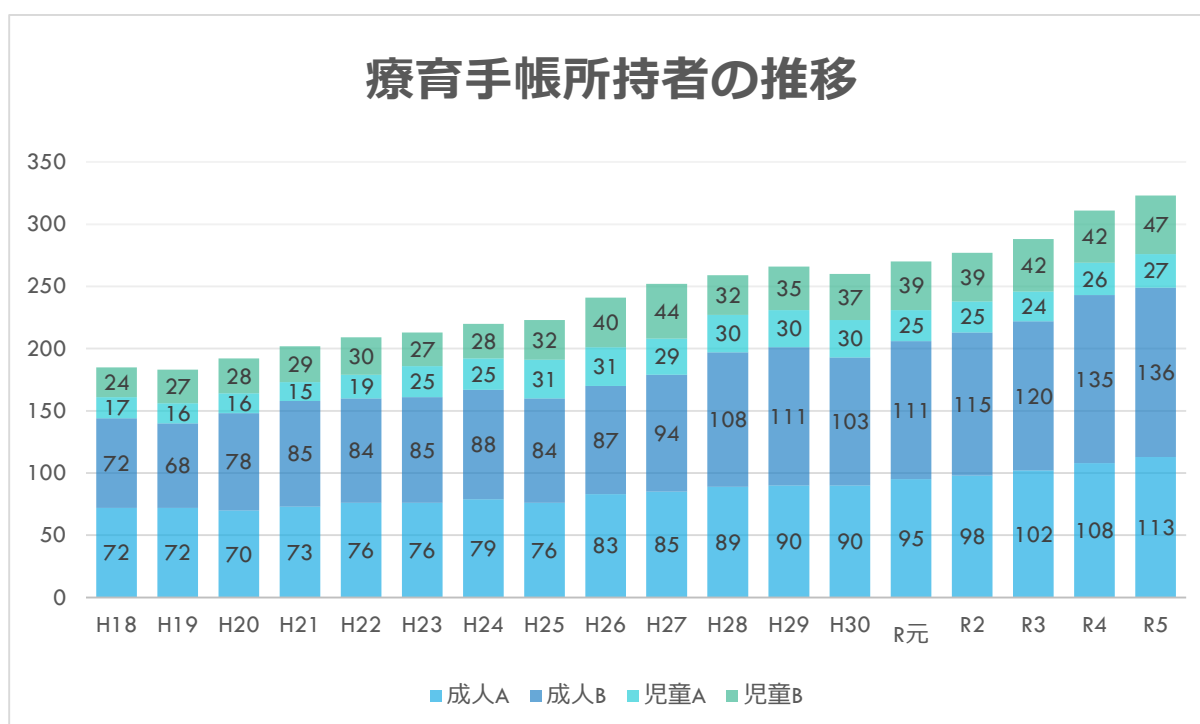
○療育手帳所持者数

単位：人

知的障がい者	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
成人A	72	72	70	73	76	76	79	76	83
成人B	72	68	78	85	84	85	88	84	87
児童A	17	16	16	15	19	25	25	31	31
児童B	24	27	28	29	30	27	28	32	40
計	185	183	192	202	209	213	220	223	241

知的障がい者	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
成人A	85	89	90	90	95	98	102	108	113
成人B	94	108	111	103	111	115	120	135	136
児童A	29	30	30	30	25	25	24	26	27
児童B	44	32	35	37	39	39	42	42	47
計	252	259	266	260	270	277	288	311	323

各年4月1日現在



- 療育手帳所持者については、全ての等級で増加傾向にあります。特に成人のB判定は平成18年度から2倍に増えています。
- 増加の理由については、障がいについての理解が深まったことと、各種福祉サービスが受けやすくなったことが考えられます。

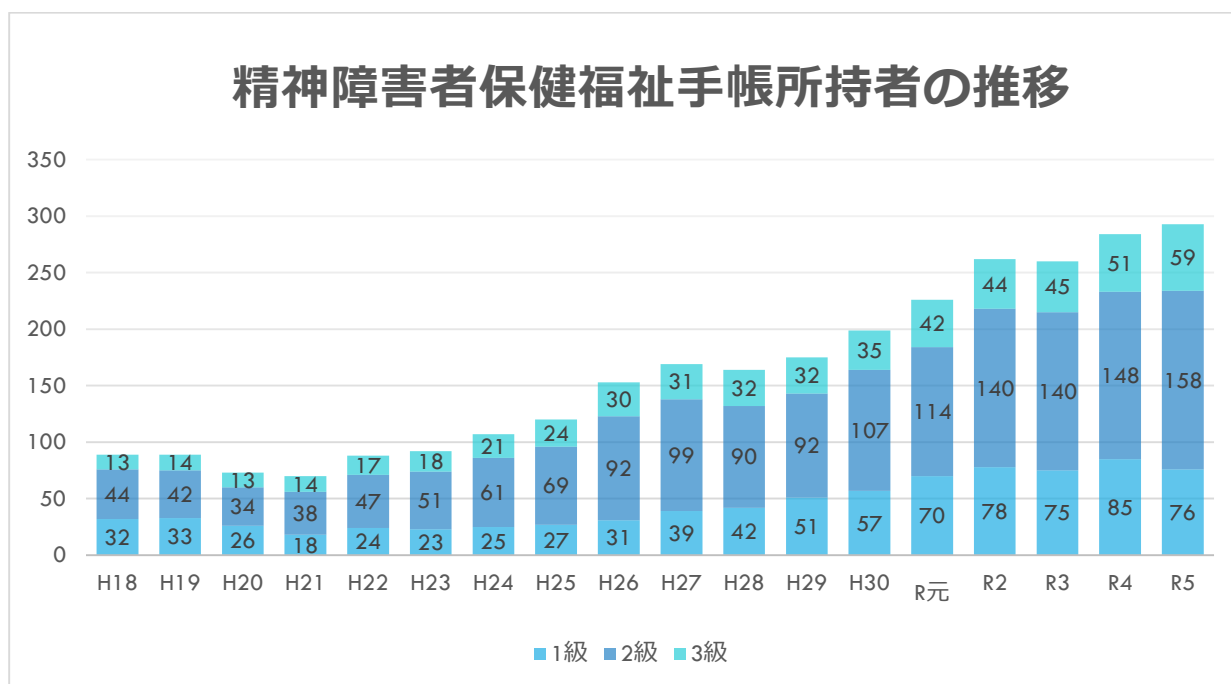
○精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

精神障がい者	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1級	32	33	26	18	24	23	25	27	31
2級	44	42	34	38	47	51	61	69	92
3級	13	14	13	14	17	18	21	24	30
計	89	89	73	70	88	92	107	120	153

精神障がい者	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
1級	39	42	51	57	70	78	75	85	76
2級	99	90	92	107	114	140	140	148	158
3級	31	32	32	35	42	44	45	51	59
計	169	164	175	199	226	262	260	284	293

各年4月1日現在



- 精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成18年度から3倍以上に増加しています。
- 長期入院患者の地域移行や、就労系事業者が増加したことでのサービス利用、各種障がい福祉サービスが利用しやすくなったことが手帳所持者の増加につながっていると考えられます。



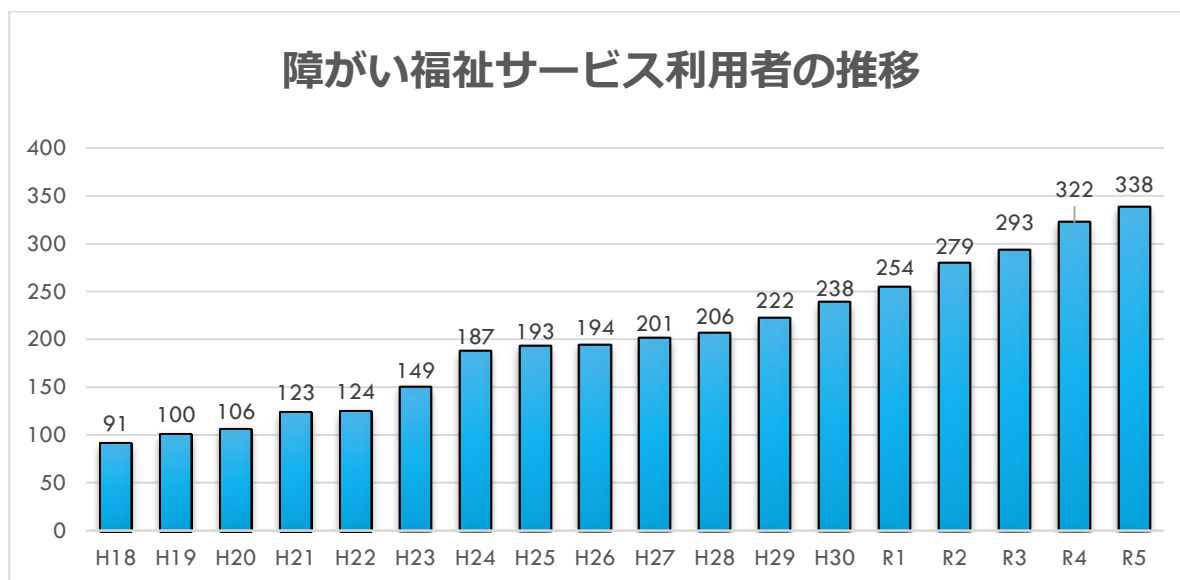
(2) 障がい福祉サービス利用者数の推移

○障がい福祉サービス利用者数

単位：人

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人数	91	100	106	123	124	149	187	193	194

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
人数	201	206	222	238	254	279	293	322	338



※基準日は各年度 10月1日現在

- 障がい福祉サービスについては、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、平成 25 年に障害者総合支援法が施行されました。
- 平成 18 年度に 91 人だった利用者が、令和 5 年度は 338 人まで増加しています。
- 内訳としては、グループホーム・就労継続支援 A 型・B 型・放課後等デイサービスが増加しています。手帳所持者同様、精神障がい者の利用が伸びています。
- また、近年では、児童のサービス利用が増加しています。

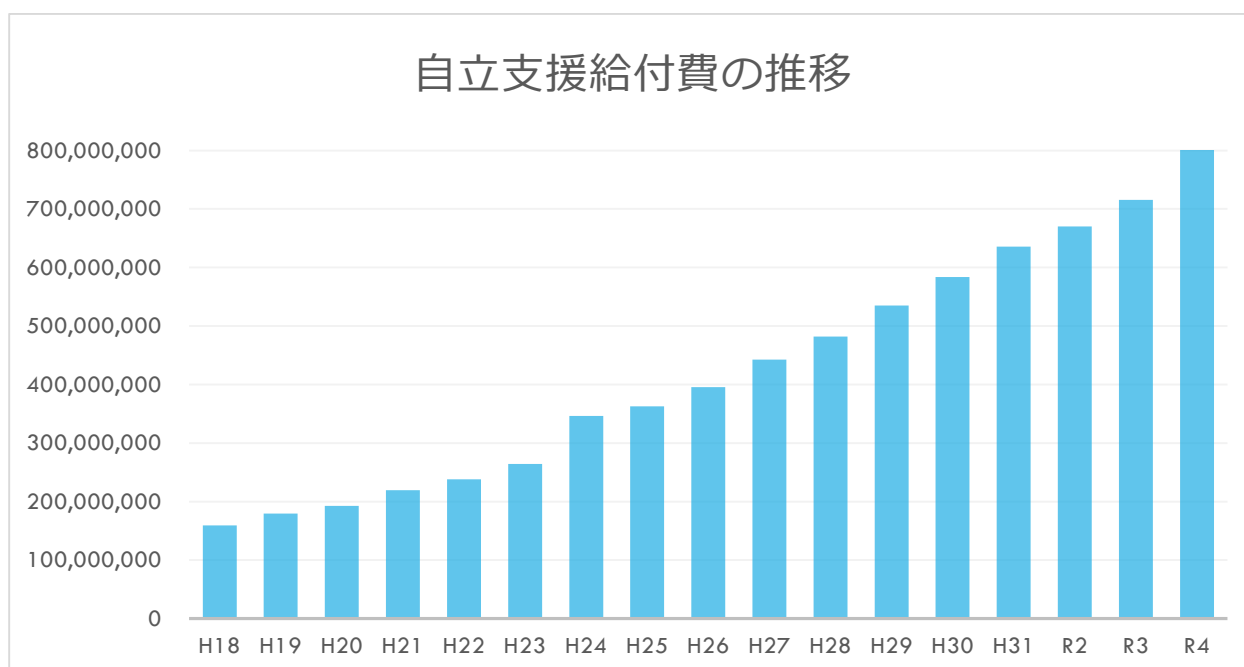
### (3) 障がい福祉サービス事業費の推移

#### ○自立支援サービス給付費

単位：円

年度	給付費
H18	159,509,218
H19	179,795,977
H20	192,475,887
H21	219,413,747
H22	238,005,268
H23	264,356,543
H24	346,420,684
H25	363,031,151
H26	395,762,848

年度	給付費
H27	442,526,504
H28	481,912,993
H29	534,858,719
H30	583,799,276
R元	635,857,691
R2	670,204,097
R3	715,611,666
R4	802,789,205



※給付費については、年度毎の市決算で算出

- 自立支援給付費については、サービス利用者数の増加に伴って同様に増加しています。
- 平成18年度に約1億6千万円だった給付費が、令和4年度決算では8億円を超過しました。
- 障がい児者の増加状況や、事業所の開設状況を鑑みると、今後も増加していくことが伺えます。

## 第3章 計画の具体的な目標

第6期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、令和8年度末の目標として7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実情を踏まえ、国の成果目標に合わせて新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### ●国の基本方針

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### ●栃木県の基本方針

- 国の目標の算出方法に準じるとともに、栃木県の特事情を勘案して算出する。
  - ア 本県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者（支援区分5及び6）の割合が高い。
  - イ 第3～5期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めない。

区分	項目と考え方	数値
第6期計画の実績	①令和5年度末までの地域生活移行者数(※) (目標：施設入所者数37人×1.5%)	2人
	②令和5年度末現在の施設入所者削減数 (令和元年度末の施設入所者(37人)の現状維持)	2人の減 (35人)
第7期計画の目標	① 令和8年度末までの地域生活移行者数 令和4年度末の施設入所者(35人)のうち共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。35人×6%	3人
	② 令和8年度末の施設入所者削減数 令和4年度末の施設入所者(35人)の5%削減 35人×5%	2人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

○目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障がい支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障がい福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	項目と考え方
第6期計画の目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場の継続・充実
第7期計画の目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築：協議の場の継続・充実

○第6期計画では、国の基本方針を踏まえ、令和5年度末までに矢板市地域自立支援協議会又は部会に協議の役割を付与しました。

○第7期計画では、国の基本指針に基づき、矢板市地域自立支援協議会内に協議の場を設け協議の場とし、継続・充実します。

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

## (3) 地域生活支援の充実

### ●国の基本方針

○地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ検証・検討を行うこと。

○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

### ●栃木県の基本方針

○地域の社会資源等の実情を踏まえ、全ての市町において地域生活支援拠点等を利用できる体制を整備するとともに、障害者の地域生活に求められる機能強化を図るものとする。

○各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズが把握され、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されるよう、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能強化を図るとともに、支援人材の養成に取り組むものとする。

区分	項目と考え方
第6期計画の実績	地域生活支援拠点の整備について矢板市地域自立支援協議会で協議
第7期計画の目標	<p><b>地域生活支援拠点等の確保・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本指針に基づき、市又は圏域において、1か所整備します。また、年1回以上運用状況の検証及び検討をします。</li> <li>・強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援が図れるよう体制を整備します。</li> </ul>

○障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受入れ態勢の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門的人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

○令和8年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、本市に立地する障がい者支援施設と調整の上、整備を行うことを目標とします。

#### （４）福祉施設から一般就労への移行等

##### ●国の基本方針

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の2割5分以上

##### ●栃木県の基本方針

- 福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、本計画においても国の定める基本指針に準じつつ、コロナの影響を踏まえ、令和2年度を除いた直近3か年の平均値に国の示した率を乗じた目標値を設定する。

区分	項目	数値
第6期計画 の実績	①令和5年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.27倍とします。	0人
	②令和5年度就労移行支援事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.30倍とします。	3人
	③令和5年度就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.26倍とします。	1人
	④令和5年度就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.23倍とします。	0人
第7期計画 の目標	①令和8年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和3年度実績0人の1.28倍とします。	1人
	②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上	-
	③令和8年度就労定着支援事業の利用者数 国の基本指針に基づき令和3年度実績2人の1.41倍とします。	3人
	④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上	-

○第7期計画では、本市内には就労移行支援事業所がないことから、目標は設定しませんでした。

○第7期計画で、本市においては、就労移行支援事業から令和4年度に1人、令和5年度に3人、就労継続支援A型事業から令和5年度に1人の移行実績があり、令和3年度就労移行支援事業利用者数は7人となっています。

○令和3年度からは精神障がい者も法定雇用率の算定に組み込まれていることから今後も一層の強化を図ります。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

#### ● 国の基本方針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。

区分	項目	数値
第2期計画の 目標	①児童発達支援センターの設置：市単独で確保	未達成
	②保育所等訪問支援を利用できる体制：市単独で確保	未達成
第3期計画の 目標	①児童発達支援センターの設置：市単独で確保	1か所
	②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築
	③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所：市単独で確保	1か所

○児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、市内1か所の事業所の整備を目指し、市内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築については、国の基本方針を踏まえ、体制の構築を推進します。

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、国の基本方針を踏まえ、市内1か所の事業所の整備を目指し、市内の児童発達支援事業所等に働きかけます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

#### ● 国の基本方針

- 令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

#### ① 総合的・専門的な相談支援

○基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の継続を基本とします。【設置済み】

#### ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

○自立支援協議会ケア部会で行っている個別事例検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善に向けた協議を行っていきます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ●国の基本方針

- 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を基本とする。

### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

- 栃木県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

### ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

### 1 訪問系サービス

○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	見込量(A) 時間/月	336時間	352時間	368時間	392時間	411時間	431時間
	実績(B) 時間/月	364時間	374時間	359時間	316時間	370時間	241時間
	B/A (%)	108.3%	106.3%	97.6%	80.6%	90.0%	55.9%
	見込量(C) 人	21人	22人	23人	26人	28人	30人
	実績(D) 人	20人	24人	23人	24人	26人	24人
	D/C (%)	95.2%	109.1%	100%	92.3%	92.9%	80%
重度訪問介護	見込量(A) 時間/月	80時間	80時間	80時間	80時間	80時間	80時間
	実績(B) 時間/月	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
	見込量(C) 人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績(D) 人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	D/C (%)	—	—	—	—	—	—
同行援護	見込量(A) 時間/月	6時間	6時間	6時間	50時間	50時間	50時間
	実績(B) 時間/月	17時間	33時間	31時間	36時間	42時間	49時間
	B/A (%)	283%	550%	516.7%	72%	84%	98%
	見込量(C) 人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績(D) 人	2人	2人	2人	3人	3人	4人
	D/C (%)	100%	100%	100%	150%	150%	200%
行動援護	見込量(A) 時間/月	60時間	60時間	60時間	60時間	60時間	60時間
	実績(B) 時間/月	4時間	0時間	0時間	0時間	0時間	13時間
	B/A (%)	6.7%	—	—	—	—	21.7%
	見込量(C) 人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績(D) 人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
	D/C (%)	50%	—	—	—	—	50%
重度障害者等 包括支援	見込量(A) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績(B) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
	見込量(C) 人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績(D) 人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	D/C (%)	—	—	—	—	—	—

※時間/月・・・1月あたりの利用時間数

※人・・・・・・・・1月あたりの利用人数

※人日・・・・・・・・月間の利用人数(実人員)×1人1月あたりの平均利用日数

※令和5年度分の実績は4月から12月の利用分で算出



○第7期計画の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実等に取り組みます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を考慮して算出しています。</li> <li>近隣市町の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。</li> <li>サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。</li> </ul>			
サービスの種類		サービスの概要	第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。</li> </ul>	384時間	413時間	443時間
	人		26人	28人	30人
重度訪問介護	時間／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。</li> </ul>	80時間	80時間	80時間
	人		1人	1人	1人
同行援護	時間／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。</li> </ul>	60時間	74時間	74時間
	人		4人	5人	5人
行動援護	時間／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。</li> </ul>	60時間	60時間	60時間
	人		2人	2人	2人
重度障害者等包括支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。</li> </ul>	0人日	0人日	0人日
	人		0人	0人	0人

## 2 日中活動系サービス

○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込量(A) 人日	1,722 人日	1,764 人日	1,806 人日	1,713 人日	1,798 人日	1,887 人日
	実績(B) 人日	1,590 人日	1,632 人日	1,660 人日	1,727 人日	1,763 人日	1,803 人日
	B/A (%)	92.3%	92.5%	91.9%	100.8%	98.1%	95.5%
	見込量(C) 人	82 人	84 人	86 人	85 人	88 人	91 人
	実績(D) 人	81 人	82 人	84 人	87 人	89 人	91 人
	D/C (%)	98.8%	97.6%	97.7%	102.4%	101.1%	100%
自立訓練 (機能訓練)	見込量(A) 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日
	実績(B) 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
	見込量(C) 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績(D) 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	D/C (%)	—	—	—	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	見込量(A) 人日	21 人日	21 人日	21 人日	21 人日	42 人日	42 人日
	実績(B) 人日	20 人日	2 人日	41 人日	56 人日	79 人日	38 人日
	B/A (%)	95.2%	9.5%	195.2%	266.6%	188.1%	90.5%
	見込量(C) 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人
	実績(D) 人	1 人	1 人	3 人	3 人	5 人	3 人
	D/C (%)	100%	100%	300%	300%	250%	150%
就労移行支援	見込量(A) 人日	72 人日	72 人日	72 人日	137 人日	137 人日	137 人日
	実績(B) 人日	88 人日	97 人日	93 人日	59 人日	96 人日	114 人日
	B/A (%)	122.2%	134.7%	129.2%	43.1%	70.1%	83.2%
	見込量(C) 人	4 人	4 人	4 人	6 人	6 人	6 人
	実績(D) 人	5 人	5 人	5 人	4 人	6 人	7 人
	D/C (%)	125%	125%	125%	66.7%	100%	116.7%
就労継続支援 (A型)	見込量(A) 人日	357 人日	378 人日	399 人日	513 人日	564 人日	620 人日
	実績(B) 人日	350 人日	421 人日	467 人日	485 人日	583 人日	643 人日
	B/A (%)	98.0%	111.4%	117.0%	94.5%	103.4%	103.7%
	見込量(C) 人	17 人	18 人	19 人	25 人	27 人	29 人
	実績(D) 人	17 人	21 人	23 人	25 人	29 人	33 人
	D/C (%)	100%	116.7%	121.1%	100%	107.4%	113.8%
就労継続支援 (B型)	見込量(A) 人日	561 人日	612 人日	663 人日	878 人日	930 人日	985 人日
	実績(B) 人日	637 人日	744 人日	829 人日	827 人日	895 人日	1,028 人日
	B/A (%)	113.5%	121.6%	125.0%	94.2%	96.2%	104.4%
	見込量(C) 人	33 人	36 人	39 人	47 人	49 人	51 人
	実績(D) 人	37 人	42 人	45 人	45 人	49 人	56 人
	D/C (%)	112.1%	116.7%	115.4%	95.7%	100%	109.8%
就労定着支援	見込量(A) 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実績(B) 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	0 人
	B/A (%)	50%	50%	50%	100%	100%	—

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	見込量(A) 人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実績(B) 人	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	B/A (%)	100%	100%	100%	125%	125%	125%
短期入所 (福祉型)	見込量(A) 人日	171人日	198人日	225人日	150人日	151人日	152人日
	実績(B) 人日	139人日	152人日	154人日	176人日	168人日	187人日
	B/A (%)	81.3%	76.8%	68.4%	117.3%	111.3%	123.0%
	見込量(C) 人	9人	22人	25人	16人	17人	18人
	実績(D) 人	15人	17人	16人	16人	16人	20人
	D/C (%)	166.7%	77.3%	64%	100%	94.1%	111.1%
短期入所 (医療型)	見込量(A) 人日	—	—	—	5人日	5人日	5人日
	実績(B) 人日	—	—	—	1人日	1人日	4人日
	B/A (%)	—	—	—	20%	20%	80%
	見込量(C) 人	—	—	—	1人	1人	1人
	実績(D) 人	—	—	—	1人	1人	1人
	D/C (%)	—	—	—	100%	100%	100%

○第7期の見込み量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの状態や希望に合わせサービスを選択できるよう必要量を見込み、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を考慮して算出しました。</li> <li>今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。</li> <li>障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。</li> <li>矢板市地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。</li> </ul>			
サービスの種類		サービスの概要	第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に介護を必要とする人に、日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。</li> </ul>	1,889 人日	1,948 人日	2,008 人日
	人		95 人	98 人	101 人
自立訓練 (機能訓練)	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18 か月以内）行います。</li> </ul>	21 人日	21 人日	21 人日
	人		1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（24 か月以内）行います。</li> </ul>	41 人日	54 人日	54 人日
	人		3 人	4 人	4 人
就労選択支援	人	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、適性に合った選択を支援するサービスを提供します。</li> </ul>	—	16 人	16 人
就労移行支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間（24 か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</li> </ul>	122 人日	139 人日	139 人日
	人		7 人	8 人	8 人
就労継続支援 (A型)	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。</li> </ul>	718 人日	798 人日	878 人日
	人		36 人	40 人	44 人
就労継続支援 (B型)	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</li> </ul>	975 人日	1,011 人日	1,047 人日
	人		54 人	56 人	58 人
就労定着支援	人	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</li> </ul>	2 人	2 人	2 人
療養介護	人	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活の相談支援、機能訓練などを行います。</li> </ul>	5 人	5 人	5 人
短期入所 (福祉型)	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（共に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。</li> </ul>	203 人日	213 人日	222 人日
	人		21 人	22 人	23 人
短期入所 (医療型)	人日		5 人日	5 人日	5 人日
	人		1 人	1 人	1 人

### 3 居住支援・施設系サービス

#### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量(A) 人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績(B) 人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
共同生活援助 (グループホーム)	見込量(A) 人	26人	29人	32人	35人	39人	44人
	実績(B) 人	29人	31人	32人	35人	45人	50人
	B/A (%)	111.5%	106.9%	100%	100%	115.4%	113.6%
施設入所支援	見込量(A) 人	33人	33人	32人	36人	36人	35人
	実績(B) 人	35人	37人	36人	36人	35人	36人
	B/A (%)	106.1%	112.1%	112.5%	100%	97.2%	102.9%

#### ○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障がい、精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。</li> <li>・サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取組を鑑み、増加傾向で算出しました。</li> <li>・障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない支援が行われるよう、グループ及び入所施設の必要量を見込み、障がいのある方の住まいの確保に取り組みます。</li> </ul>			
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助	人 ・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や待ち時間の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。	0人	0人	0人	
共同生活援助 (グループホーム)	人 ・日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。	50人	54人	59人	
施設入所支援	人 ・夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	34人	33人	32人	

## 4 相談支援

### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量(A) 人	29人	30人	31人	45人	49人	53人
	実績(B) 人	28人	41人	44人	47人	60人	65人
	B/A (%)	96.6%	136.7%	141.9%	104.4%	122.4%	122.6%
地域相談支援 (①地域移行支援)	見込量(A) 人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績(B) 人	1人	0人	1人	1人	1人	0人
	B/A (%)	100%	—	100%	100%	100%	—
地域相談支援 (②地域定着支援)	見込量(A) 人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績(B) 人	1人	0人	1人	1人	0人	0人
	B/A (%)	100%	—	100%	100%	—	—

### ○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、障がい福祉サービスの利用者が増加している状況から増加傾向で算出しました。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。</li> <li>支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	70人	75人	80人
地域相談支援 (①地域移行支援)	人	1人	1人	1人
地域相談支援 (②地域定着支援)	人	1人	1人	1人

## 第5章 地域生活支援事業等の見込量と提供体制の確保

### 1 地域支援事業（①必須事業）

○第5期及び第6期の実績

※地域生活支援事業等の実績は、令和6年2月末時点請求で集計

サービスの種類		見込量・実績	第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	計画値	0か所	0か所	1か所	0か所	0か所	1か所
		実績値	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
	住居入居等支援事業	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業		計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者数)	計画値	10人	10人	10人	8人	9人	10人
		実績値	5人	5人	6人	7人	7人	7人
	手話通訳者設置事業(実利用者数)	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	4件	5件	6件	3件	4件	5件
		実績値	2件	2件	2件	0件	0件	1件
	自立生活支援用具	計画値	8件	8件	9件	3件	4件	5件
		実績値	3件	0件	2件	0件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	計画値	5件	5件	6件	5件	6件	7件
		実績値	4件	5件	1件	4件	0件	2件
	情報・意思疎通支援用具	計画値	6件	7件	8件	5件	6件	7件
		実績値	6件	4件	0件	4件	5件	1件
	排せつ管理支援用具	計画値	177件	185件	194件	174件	178件	182件
		実績値	164件	162件	170件	171件	165件	141件
	住宅改修費	計画値	1件	1件	1件	3件	4件	5件
		実績値	0件	0件	2件	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業		計画値	10人	10人	10人	10人	10人	10人
		実績値	3人	11人	0人	9人	10人	14人
移動支援事業		計画値	1人	2人	3人	14人	15人	16人
		実績値	3人	12人	13人	8人	6人	6人
		計画値	12時間	24時間	18時間	25時間	27時間	29時間
		実績値	7.6時間	20.6時間	23時間	18.7時間	15.9時間	13.2時間
地域活動支援センター		計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		計画値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## ○第7期の見込量

### (1) 理解促進研修・啓発事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児者や障がいの特性に関する地域住民の理解を深めるため、また、「心のバリアフリー」の推進を図るため、研修や啓発活動を実施することで、日常生活や社会生活上の障壁の除去及び共生社会の実現を図ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民等を対象に、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。</li> <li>事業実施の形式については、毎年検討し、柔軟に対応します。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。</li> </ul>	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取組を支援します。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。</li> </ul>	有	有	有

### (3) 相談支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者相談支援事業については、障がいのある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。</li> </ul>	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター		1 箇所	1 箇所	1 箇所
住居入居等支援事業		無	無	無



(4) 成年後見制度支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ることを目的とします。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・見込量については、過去の利用実績を踏まえて算出しました。</li> <li>・障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費又は後見人の報酬の全部又は一部を助成します。</li> </ul>	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。</li> </ul>	有	有	有

(5) 意思疎通支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績に基づき、サービス利用者の利用ニーズに合わせ、民間事業者や県社会福祉協議会など、必要量に応じて委託により事業を実施します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の派遣については、引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。</li> <li>・要約筆記者の派遣については、引き続き、栃木県社会福祉協議会に委託することにより、サービスの確保を図ります。</li> <li>・本市においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用者数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。</li> </ul>	8人	9人	10人
手話通訳者設置事業（実利用者数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。</li> </ul>	無	無	無

(6) 日常生活用具給付等事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与することにより、福祉の増進を図ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用具が必要な障がい者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子</li> </ul>	1件	1件	2件
自立生活支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具</li> </ul>	1件	1件	2件
在宅療養等支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具</li> </ul>	1件	1件	2件
情報・意思疎通支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具</li> </ul>	5件	5件	6件
排せつ管理支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストマ装具など排せつ管理を支援する用具</li> </ul>	172件	175件	178件
住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</li> </ul>	1件	1件	1件

(7) 手話奉仕員養成研修事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修を実施します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期においては、矢板市社会福祉協議会に委託して手話奉仕員養成研修を実施します。</li> <li>事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図るよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。</li> </ul>	11人	12人	13人

(8) 移動支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外での移動が困難な障がい児者に対し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活・社会参加を促進します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績の伸びを踏まえて、増加傾向で算出しました。</li> <li>屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。</li> <li>サービス利用が伸びていることから、市内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけなど、サービス供給量の確保に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外での移動に困難な障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。</li> </ul>	7人	8人	9人
		17時間	19時間	21時間

(9) 地域活動支援センター

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を踏まえた数値を微増で算出しました。</li> <li>自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。</li> </ul>	1か所	1か所	1か所
		3人	4人	4人

## 2 地域支援事業（②任意事業）

### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	計画値	8人	8人	8人	8人	9人	10人
	実績値	7人	6人	7人	6人	5人	5人
日中一時支援事業	計画値	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	実績値	11か所	8か所	9か所	9か所	9か所	7か所
	計画値	30人	30人	30人	12人	12人	12人
	実績値	15人	11人	11人	15人	13人	10人

### ○第7期の見込量

#### (1) 訪問入浴サービス事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、民間事業者等に委託することにより、サービスの確保を図ります。国が施設入所者の地域移行を推進しており、在宅で生活する障がい者の訪問入浴の利用者の増加が見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。</li> </ul>	6人	7人	7人

#### (2) 日中一時支援事業

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に事業を実施します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を踏まえ増加傾向で算出しました。</li> <li>引き続き、障がいのある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にして、適切なサービス確保を図ります。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅障がい児者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。</li> </ul>	10か所 14人	11か所 15人	11か所 15人

### 3 地域生活支援促進事業等

#### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度普及・啓発事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止対策支援事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業	計画値	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自動車改造助成事業	計画値	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	1人	0人	0人	2人

#### ○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
・利用件数は少ないですが、引き続き事業を実施していきます。		・第7期においても引き続き事業の周知・実施に努めます。		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度普及・啓発事業	・成年後見制度普及啓発のため成年後見無料相談を実施します。	有	有	有
障害者虐待防止対策支援事業	・障がい者虐待ケースへの対応のための体制整備をします。	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業	・自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。	1人	1人	1人
自動車改造助成事業	・自動車改造の費用の一部を助成します。	1人	1人	1人

## 第6章 障がい児通所支援等の見込量と提供体制の確保

### 1 児童発達支援

○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量(A) 人日	105人日	112人日	119人日	109人日	119人日	130人日
	実績(B) 人日	97人日	109人日	116人日	110人日	161人日	188人日
	B/A (%)	92.4%	97.3%	97.5%	100.9%	135.3%	144.6%
	見込量(C) 人/月	15人	16人	17人	16人	19人	20人
	実績(D) 人/月	13人	16人	13人	18人	23人	25人
	D/C (%)	86.7%	100%	76.5%	112.5%	121.1%	125%
医療型児童発達支援	見込量(A) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績(B) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
	見込量(C) 人/月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績(D) 人/月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	D/C (%)	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	見込量(A) 人日	636人日	720人日	840人日	764人日	840人日	924人日
	実績(B) 人日	662人日	695人日	753人日	802人日	946人日	1,127人日
	B/A (%)	104.1%	96.5%	89.6%	105%	112.6%	122%
	見込量(C) 人/月	53人	60人	70人	55人	60人	66人
	実績(D) 人/月	47人	50人	49人	58人	69人	70人
	D/C (%)	88.7%	83.3%	70%	105.5%	115%	106.1%
保育所等訪問支援	見込量(A) 人日	0人日	4人日	8人日	4人日	4人日	8人日
	実績(B) 人日	1人日	0人日	0人日	1人日	1人日	1人日
	B/A (%)	—	—	—	25%	25%	12.5%
	見込量(C) 人/月	0人	1人	2人	1人	1人	2人
	実績(D) 人/月	1人	0人	0人	1人	1人	1人
	D/C (%)	—	—	—	100%	100%	50%
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績(B) 人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
	見込量(C) 人/月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績(D) 人/月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	D/C (%)	—	—	—	—	—	—

○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児福祉サービスについては、特に、児童発達支援・放課後等デイサービスが大きく伸びています。</li> <li>支援が必要な児童に対し、学校や家庭以外の場で、子どもたちが日常生活に必要な訓練を行ったり、学校などと連携した支援を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績の伸びや近隣の事業所数などを勘案した上で、増加傾向で見込みました。</li> <li>保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるように、情報提供の充実に努めます。</li> <li>サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。</li> </ul>			
サービスの種類		サービスの概要	第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</li> </ul>	195人日	209人日	224人日
	人		27人	29人	31人
医療型児童発達支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。</li> </ul>	0人日	0人日	0人日
	人		0人	0人	0人
放課後等デイサービス	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。</li> </ul>	1,153人日	1,230人日	1,306人日
	人		75人	80人	85人
保育所等訪問支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。</li> </ul>	2人日	2人日	2人日
	人		1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	人日	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。</li> </ul>	0人日	0人日	0人日
	人		0人	0人	0人

## 2 障がい児相談支援

### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	見込量(A)	8人	9人	10人	18人	19人	20人
	実績(B)	9人	17人	17人	19人	23人	27人
	B/A	112.5%	188.9%	170%	150.6%	121.1%	135%

### ○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の障がい児福祉サービス利用増加に伴い、相談支援利用も増加しています。</li> <li>増加に伴う必要な相談支援専門員を確保するとともに、資質向上に取り組みます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> </ul>	30人	33人	36人

## 3 医療的ケア児等コーディネーター

### ○第5期及び第6期の実績

サービスの種類	見込量・実績	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等コーディネーター	計画値	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	1人	1人	1人	1人

### ○第7期の見込量

実施に関する考え方		見込量の確保のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、コーディネーターを中心とし、関係機関との連携を図り、支援を必要とする医療的ケア児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に、県が相談支援専門員等を対象に研修講座を開催し、受講した相談支援専門員が、医療的ケア児等コーディネーターとして配置されました。</li> <li>関係機関との連携を図り、支援を必要とする医療的ケア児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>		
サービスの種類	サービスの概要	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期留入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。</li> </ul>	1人	1人	1人

### 1 関係機関、地域との連携

#### (1) 市民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、市民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。本市の自治の基本的なルールを定めた「矢板市まちづくり基本条例」においては、市民と行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、ともに公共を支える「協働のまちづくり」が必要であるとしています。

計画に定める各種施策を進めていくため、市民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、市民と行政の協働を推進します。

#### (2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

#### (3) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など岐にわたっていることから、社会福祉課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

また、障がい者施策については、国や県の制度によるところも大きいことから国・県の機関との連携を図るほか、施設等の広域利用などについては近隣市町との連携を図ります。

### 2 矢板市地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結び付けるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。

そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として矢板市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

### 3 サービスの質の向上と供給体制の確保

#### (1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。



## (2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなければなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等の更なる資質の向上に努めます。

## 第8章 計画の進捗・管理

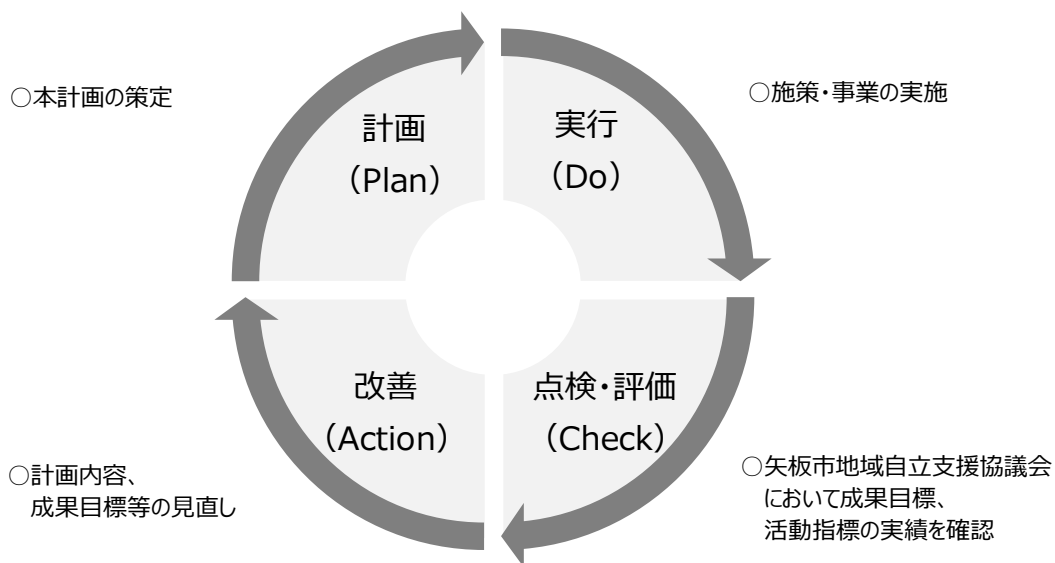
### 1 施策・事業の点検と改善

計画期間中、社会福祉課が中心となり、庁内関係各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、矢板市地域自立支援協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

### 2 計画の評価と見直し

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総合的な最終評価を行います。

#### ■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



### 1 矢板市地域自立支援協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、本市における障がい者等への相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に係るシステムづくりに関し協議をするため、矢板市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制に関する事。
- (2) 地域生活支援体制に関する事。
- (3) 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関する事。
- (4) 障がい者虐待防止に関する事。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

#### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 教育・雇用・事業者関係機関
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 地域住民代表者
- (5) 指定相談支援事業者
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 法曹関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

#### (部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

参考

矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区 分	所 属	備 考
1	保健・医療・福祉関係機関	矢板市医師団	
2		矢板健康福祉センター	
3		(福) 矢板市社会福祉協議会	
4	教育・雇用・事業者関係機関	矢板公共職業安定所	
5		矢板市小中学校長会	
6		矢板市商工会	
7	障がい者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	
9	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	
10		矢板市区長会	
11		障がい者家族	
12		障がい者家族	
13	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	
14	障がい福祉サービス事業者	(福) たかはら学園	
15		NPO 法人 ワークスコープ	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	

## 2 矢板市地域自立支援協議会委員名簿

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	保健・医療・福祉関係 機関	矢板市医師団	村井 成之	
2		矢板健康福祉センター	長島 正明	
3		(福) 矢板市社会福祉協議会	阿久津 功	
4	教育・雇用・事業所・ 関係機関	矢板公共職業安定所	苫米地幸子	
5		矢板市小中学校長会	齋藤 孝浩	
6		矢板市商工会	東泉 清壽	
7	障がい者関係団体	矢板市身体障害者福祉会	大森 義仁	
8		矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副会長
9	地域住民代表者	矢板市民生委員児童委員協議会連合会	吉野 ハツ子	
10		矢板市区長会	鈴木 勝久	
11		障がい者家族	梅辻 好美	
12		障がい者家族	和氣 ちか	
13	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	中島 勝之	
14	障がい福祉サービス事 業者	(福) たかはら学園	瀬端 道男	会長
15		りんごの木	斎藤 香織	
16	法曹関係者	大田原人権擁護委員協議会矢板部会	豊田 久仁子	

## 3 矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会員名簿

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	保健・医療・福祉関係 機関	矢板市医師団	村井 成之	部会長
2		(福) 矢板市社会福祉協議会	佐川 裕隆	
3	教育・雇用・事業者関 係機関	矢板小学校	佐藤 徹	
4	障がい者関係団体	矢板市地域手をつなぐ親の会	櫻井 宣子	副部会長
5	指定相談支援事業者	矢板市障がい児者相談支援センター	福田 美希	
6	障がい福祉サービス事 業者	(福) たかはら学園	瀬端 道男	
7		りんごの木	斎藤 香織	

## 4 計画策定経過

### ●計画内容の審議

期日	内容
令和5年 8月9日	第1回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスの現状について</li> <li>・第6期矢板市障がい福祉サービスプランの取組状況について</li> <li>・第7期矢板市障がい福祉サービスプランの策定について</li> </ul>
令和5年 8月29日	第1回矢板市地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について</li> </ul>
令和5年 11月8日	第2回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期矢板市障がい福祉計画（案）について</li> <li>・第3期矢板市障がい児福祉計画（案）について</li> </ul>
令和5年 11月13日	第2回矢板市地域自立支援協議会（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期矢板市障がい福祉計画（案）について</li> <li>・第3期矢板市障がい児福祉計画（案）について</li> </ul>
令和5年 12月8日～ 令和6年 1月9日	第7期矢板市障がい福祉計画・第3期矢板市障がい児福祉計画（案）パブリックコメントの実施 【閲覧場所等】市社会福祉課窓口、矢板・泉・片岡の各公民館、きずな館、村井胃腸科外科クリニック、佐藤病院、矢板市障がい児者相談支援センター、たかはら学園、こども発達支援センターたけのこ園、ワーカーズコープりんごの木、市ホームページ
令和6年 2月7日	第3回矢板市地域自立支援協議会計画策定等部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>
令和6年 3月11日	第3回矢板市地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>

●障害保健福祉圏域調整会議実施状況

期日	内容
令和5年 7月10日	第1回県北地区障害保健福祉圏域調整会議 ・障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）の策定について
令和5年 10月31日	障害保健福祉圏域調整会議（全体会） ・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況について ・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について ①成果目標（案）について ②圏域ビジョンの方向性について

---

## 第7期矢板市障がい福祉サービスプラン

【第7期矢板市障がい福祉計画】

【第3期矢板市障がい児福祉計画】

令和6年3月

---

発行 矢板市

編集 矢板市 健康福祉部 社会福祉課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-1116

FAX 0287-43-5404

---